2024年度

同志社大学 外部評価結果報告書

2025年3月

同志社大学 外部評価委員会

2024年度 同志社大学 外部評価結果報告書

目　次

Ⅰ.はじめに　1

Ⅱ.同志社大学外部評価実施要領<2024年度版>　2

Ⅲ.評価項目における評価結果及び所見　6
（1）内部質保証推進体制について　6
（2）自己点検・評価について（実施体制、実施要項）　7
（3）自己点検・評価のワークシートの評価項目について　7
A:教育内容及び学習成果について
B:入学者選抜について
C:本学独自項目について
D:その他の項目について
（4）情報の公開について　11
（5）中期計画に対する進捗状況について　11

Ⅳ.委員長による総評　13

（資料編）
1.同志社大学外部評価委員名簿
2.同志社大学外部評価委員会内規
3.同志社大学内部質保証推進規程
4.同志社大学自己点検・評価規程

Ⅰ. はじめに

大学は、自律的に教育・研究活動を遂行し、学位を授与する権限を与えられた存在である。そのため、同志社大学内部質保証推進規程（以下「内部質保証推進規程」という）の「趣旨及び目的」にもあるように、「教育研究活動等において方針又は目標の設定、実行、評価及び改善の循環を適切に機能させて教育の充実と学生の学習成果向上を図り、本学が授与する学位の質が適切な水準にあることを、本学自らの責任で説明する」必要がある。本学では、内部質保証推進規程第3条2項に従い、学長は、同志社大学内部質保証推進会議（以下「内部質保証推進会議」という）を通して、学部・研究科とその他組織の取組状況の確認、取組結果の集約を行い、これらを検証することとしている。また、大学以外の第三者が大学を評価する認証評価を受審することにより、不断の改善活動を通して、教育研究活動等の水準の向上を図ってきた。そして、さらなる内部質保証推進に向けて、内部で実施される自己点検・評価の体制やプロセスの客観性と妥当性を確保することが重要な課題であると認識しその改善に向けた検討を進めてきた。2022年度第3回内部質保証推進会議では、2023年度から2026年度にかけての内部質保証推進における重点的な取組について懇談し、内部質保証における課題に関する具体的な取組目標を掲げ、ロードマップを作成した。その一つに、自己点検・評価の客観性・妥当性を担保する具体的対応策として、外部評価の導入が盛り込まれた。2023年度の内部質保証推進会議ではロードマップに基づいた外部評価に関する検討を計画的に進め、「同志社大学外部評価委員会内規」を策定した。さらに、2024年度には具体的な実施手順を定めた「同志社大学外部評価実施要領」を策定し、外部評価を実施する運びとなった。

本学の外部評価は、内部質保証の有効性に資することを目的としたものである。学長が推薦した学外有識者の視点で、本学の内部質保証が適切かつ有効に機能しており、教育研究水準の向上に資するものであるかどうかを評価いただいた。評価項目には、内部質保証推進の体制とその有効性（特に機関別認証評価における提言事項について改善につながる実質性、実効性があるか）、内部質保証の主軸となる活動である自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価項目（本学独自項目を含む）、社会に対しての情報公開、本学の中期計画に対する進捗状況を設定した。本学が設定した内部質保証に係る評価項目に対して評価いただき、この機会にいただいたご助言も参考にして、今後の内部質保証に係る事項の改善に活かしていく所存である。

外部評価導入の一年目となる2024年度は書面による評価の他、2024年12月26日に本学今出川キャンパスにて実地調査を実施し、外部評価委員会を開催した。実地調査では、本学の内部質保証について説明し、質疑応答、ヒアリング調査、意見交換等を行い、有意義な実地調査となった。外部評価委員会では、書面評価や実地調査に基づき、評価項目について講評をいただいた。

最後に、外部評価委員の学外有識者の方々には、ご多忙の折、本学の内部質保証に係る外部評価について、大変ご尽力いただいたことに厚く御礼申し上げたい。

2025年3月

学長室長　廣安　知之

Ⅱ.同志社大学外部評価実施要領<2024年度版>

本実施要領は、同志社大学外部評価委員会内規第4条に基づき、外部評価の実施にあたり必要な事項を定める。

1.外部評価の目的

大学は、自律的に教育研究活動を行い、学位を授与する権限を与えられた存在である。そのため、自己点検・評価活動を通して教育の質的向上を図り、その結果を社会に公表することで本学が授与する学位の質を自ら保証する内部質保証の推進が必要とされている。さらに、自己点検・評価の客観性や妥当性を担保するために、外部評価の実施等の工夫を講じることが望まれている。そのような状況にあることから、本学においても、内部質保証推進会議が適切に機能しているかについて、外部評価を導入し、その客観性や妥当性に関する検証及び評価を実施し、内部質保証推進体制及び自己点検・評価活動の改善に資する助言を得る。

2.評価項目

外部評価項目について、以下の6点を評価項目とする。

(1)内部質保証推進体制について
(2)自己点検・評価について(実施体制、実施要項)
(3)自己点検・評価のワークシートの評価項目について
　A:教育内容及び学習成果について
　B:入学者選抜について
　C:本学独自項目について
　D:その他の項目について
(4)情報の公開について
(5)中期計画に対する進捗状況について
(6)その他、内部質保証推進会議が特に定める項目について

3.評価基準

後述の「4.評価の視点と評価指標」に設定された評価項目の評価の視点において、評価指標を参照し、以下の評価基準で判定する。

S 長所あり	特筆すべき特長や取組、成果等がある。
A 問題なし	大学としてふさわしい水準※にある。 ※教育理念・目的、同志社大学教育目標の実現に向けた取り組みがなされている、大学設置基準等を満たしている、法令を遵守している等を示す
B 要改善	現状やプロセス等に課題がある。 改善すべき点がある。

4. 評価の視点と評価指標

各評価項目に対して、下表のとおり、評価の視点と評価指標を設定する。

評価項目	評価の視点	評価指標
（1）内部質保証推進体制について	①内部質保証推進体制は内部質保証推進内規で定められた内容を体現できているか。 ②内部質保証推進会議の開催頻度、報告、審議、懇談内容は適切か。 ③自己点検・評価活動について、改善につながる実質性、実効性があるか。	○同志社大学内部質保証推進規程 ○内部質保証推進体制概念図 ○内部質保証推進会議の議事録 ○改善報告書
（2）自己点検・評価について（実施体制、実施要項）	①自己点検・評価を実施する体制は適切か。 ②自己点検・評価の実施要項は適切か。	○同志社大学自己点検・評価規程 ○自己点検・評価実施要項 ○自己点検・評価年報
（3）自己点検・評価のワークシートの評価項目について	①点検・評価項目は過年度の点検結果を受けた適切な項目となっているか。 ②点検・評価項目は適切なプロセスを経て組織的に決定されているか。 ③自己点検・評価の対象となる部署は適切か。	○自己点検・評価年報 ○自己点検・評価ワークシート ○内部質保証推進会議の議事録 ○基礎データ集 ○その他
（評価項目） A：教育内容、学習成果について	評価項目として、①～⑥の確認ができるものとなっているか（評価項目の適切性の確認）。 ①ディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）の適切性が確認できているか。 ②カリキュラム・ポリシーに沿って授業科目が設置されていることについて、確認できているか。 ③科目ごとの成績評価、単位認定、学位授与が適切に行えていることの確認ができているか。 ④教育課程に相応しい教員組織の編成について確認できているか。 ⑤休学者、退学者について組織的な把握ができていることを確認できているか。 ⑥就職及び進学状況の適切性を確認できているか。	○自己点検・評価年報 ○自己点検・評価ワークシート ○内部質保証推進会議の議事録 ○基礎データ集 ○その他

（評価項目） B：入学者選抜について	評価項目として、①～③の確認ができるものとなっているか（評価項目の適切性の確認）。 ①各学部、研究科において、人材養成目的を果たすために、アドミッション・ポリシーに基づいた学生を獲得できていることを確認できているか。 ②多様な学生を受け入れるための工夫について確認できているか。 ③志願者をはじめとする幅広いステークホルダーに対しホームページや各種広報媒体で、適切に情報公開がなされているかについて確認ができているか。	○自己点検・評価年報 ○自己点検・評価ワークシート ○内部質保証推進会議の議事録 ○基礎データ集 ○その他
（評価項目） C：本学独自項目について	①独自項目の設定根拠は適切か。 ②ダイバーシティ推進に関する全学の現状について把握する項目となっているか。 ③本学が定める重点的に取り組む4つの課題である「男女共同参画・ライフサポート」、「多文化共生・国際理解」、「障がい者支援」、「SOGI 理解・啓発」に関する取組の進捗を確認できているか。	○自己点検・評価年報 ○自己点検・評価ワークシート ○内部質保証推進会議の議事録 ○基礎データ集 ○その他
（評価項目） D：その他の項目について	①各点検・評価の項目は適切か。	○自己点検・評価年報 ○自己点検・評価ワークシート ○内部質保証推進会議の議事録 ○基礎データ集 ○その他
（4）情報の公開について	①社会に対して分かりやすく情報が公開されているか。	○ウェブサイト「大学評価」 ○ウェブサイト「設置認可申請・届出関係情報など」 ○ウェブサイト「同志社大学の情報の公表」 ○ウェブサイト「経営情報」
（5）中期計画に対する進捗状況について	①学部・研究科以外の組織の自己点検・評価において、中期計画の進捗状況を確認できるものとなっているか。 ②各部門における中期計画に対する目標及び各年度の目標への達成状況に対する所見は適切であるか。	○自己点検・評価年報 ○年度毎に定める重点的に取り組む課題と達成状況について（ウェブサイト「自己点検・評価」） ○その他

5. 外部評価の期間（サイクル）

外部評価のサイクルは、原則として1年とする（毎年度実施）。ただし、機関別認証評価の受審年等、年度の評価スケジュール等を勘案して、内部質保証推進会議において毎年度実施の有無を検討する。

6. 外部評価のプロセス

日程（予定）		学長	事務局	評価委員会
2024年度	4月～9月末	①評価委員の委嘱	②自己点検・評価年報及び基礎データの作成	－
	10月～11月	③実地調査	③実地調査支援	③実地調査
	2024年11月～2025年2月	－	④評価報告書作成支援	④書面評価及び評価報告書作成
	3月1日	⑤「評価結果報告書」の受領	－	⑤「評価結果報告書」の提出
2025年度	4月～5月	⑥外部評価結果の公表	－	－

以 上

Ⅲ.評価項目における評価結果及び所見

外部評価委員のうち、「同志社大学外部評価委員会内規」第3条第3号（学長が推薦する学外有識者）による委員4名の方々に、書面評価と実地調査を経て、「同志社大学　外部評価委員評価表」を作成いただいた。評価項目ごとに評価結果を集約し、評価表に記載いただいたご助言、実地調査当日（2024年12月26日）の外部評価委員会での各委員の講評を所見として取りまとめた。なお、「同志社大学外部評価実施要領<2024年度版>」の「評価基準」に定めたとおり、各委員には「S　長所あり、A　問題なし、B　要改善」の評価基準で評価いただいた。

（1）内部質保証推進体制について

評価項目/評価の視点	評価結果	所見
①内部質保証推進体制は内部質保証推進内規で定められた内容を体現できているか。	S:1名 A:3名 B:0名	内部質保証推進体制は内部質保証推進内規で定められた内容を体現できており、優れた体制である。特に、自己点検・評価ワークシートを用い、それに従い評価する手法は、大規模大学において、全学の自己点検・評価結果が集約しやすく、効率的かつ合理的であり、高く評価できる。 なお、内部質保証推進体制の更なる充実に向けて、内部質保証推進会議の構成員については、学部側の意向も反映すべく、学部長等の委員追加も検討されたい。「基礎データ集」に加え、その他統合的なデータを管理・分析することにより、今後検証がより精緻なものになることを期待する。
②内部質保証推進会議の開催頻度、報告、審議、懇談内容は適切か。	S:0名 A:4名 B:0名	適切と言える水準にある。内部質保証推進会議の議事録については、もう少し具体的な内容を記載して議論の経緯等が見える形にし、評価指標としてより踏み込んだ評価をするための判断材料となることを期待する。
③自己点検・評価活動について、改善につながる実質性、実効性があるか。	S:0名 A:4名 B:0名	改善につながる実質性、実行性があると言える水準にある。内部質保証推進会議は、全学の自己点検・評価を統括しており、自己点検・評価実施要項は前年度の自己点検・評価実施結果を踏まえ、対応すべき課題を基に議論を重ね、各組織の課題を共有し改善につなぐことができる仕組となっている。また、自己点検・評価活動を通して、各学部・研究科の改善状況を確認し、毎年度末に「自己点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議からの提言事項」を学長に報告されている。さらに、機関別認証評価についても、2020年度受審時の是正勧告や改善課題への取組や改善に向けての具体的なプロセスや対応策が適切に議論されている。学長は内部質保証推進会議からの提言事項の報告を受け、各学部長・研究科長（質保証委員会委員長）に対して、機関別認証評価の是正勧告や

		改善課題に対する改善状況を報告するよう要請を行い、改善状況及びエビデンス資料を内部質保証推進会議においても確認している。

（2）自己点検・評価について（実施体制、実施要項）

評価項目/評価の視点	評価結果	所見
①自己点検・評価を実施する体制は適切か。	S:0名 A:4名 B:0名	適切と言える水準にある。全学の質保証を担う内部質保証委員会議と各学部・研究科に設置された質保証委員会が明確な役割分担を行い、それぞれが責任をもって質保証を行いながら、連携した体制を構築できている。一方で、学部・研究科に設置された質保証委員会、自己点検・評価委員会と、学部・研究科の教授会、研究会委員会との役割は規程で明確化されているが、内部質保証委員会としては、学部・研究科で改善活動についてどのような協議がおこなわれているのか等、その運用実態を具体的に把握すべきであろう。特に1学部に対して、1学科である場合と、複数学科である場合等、また研究科での運営方法等、各質保証委員会の運営手法が異なることもあろうと思われるので、それぞれの特徴を把握することが望まれる。
②自己点検・評価の実施要項は適切か。	S:1名 A:3名 B:0名	内部質保証推進会議で自己点検・評価の実施方針が審議され、それに基づく体制と実施要項によって適切に実施されている。中でもワークシートを用いる方法は、全学で同一の視点によって評価するツールとなり、客観性・妥当性を確保するためにも、また「評価疲れ」を避けるためにも、合理的で優れた実施方法であり、高く評価できる。

（3）自己点検・評価のワークシートの評価項目について

評価項目/評価の視点	評価結果	所見
①点検・評価項目は過年度の点検結果を受けた適切な項目となっているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切な項目と言える水準にある。前年度の自己点検・評価結果を踏まえた学長への提言を基に、内部質保証推進会議にて当該年度の自己点検・評価に係る実施方針について審議・決定している。 特筆すべき点として、学部・研究科以外の組織においては将来ビジョン実現のための具体的施策である「同志社大学ビジョン 2025 中期行動計画」に基づいて、それを実現するための当該年度の組織目標、行動計画に基づいた点検・評価項目が定められている。単に前年度に生じた課題の改善のみにとどまらず、将来ビジョンやロードマップにも基づいた点検・評価項目を設定していることは評価できる。

		参考意見ではあるが、学部・研究科でもそれぞれの将来ビジョンやそれを実現するための具体的施策である中期計画があれば、過年度の点検・評価に加えより充実した点検・評価の実施につながると思われる。
②点検・評価項目は適切なプロセスを経て組織的に決定されているか。	S:0名 A:3名 B:1名	適切なプロセスを経て組織的に決定されていると言える水準にあるが、一部改善すべき点がある。点検・評価項目は、前年度の自己点検・評価実施結果を踏まえて、内部質保証推進会議で適切に決定し、その実施方法として、学部・研究科に対しては専用のワークシートを活用する方法が取られている。また、学部・研究科以外の組織においては「同志社大学ビジョン2025中期行動計画」、教育の質保証等にかかわる大学の諸活動に係る各種方針等を踏まえた組織目標、行動計画に基づいた取組の点検評価の実施を通して間接的に確認されている。特徴として、単に設定された評価項目を点検評価するのではなく、未来志向型の評価とすべく、各組織が将来ビジョンに基づく中期計画の中で単年度目標を設定して点検評価する形となっている。 なお、学部・研究科用ワークシートの各評価項目に対する回答欄の多くを「はい」「いいえ」の二択とすることで作業負担軽減と点検・評価結果の明確化を図っていることは理解できるが、「どちらともいえない」場合も考慮すべきであり、実態把握のためにも「改善点」欄に記載しやすくする等の工夫を施すことが望まれる。
③自己点検・評価の対象となる部署は適切か。	S:0名 A:4名 B:0名	全ての組織を対象として実施されており、適切と言える水準にある。

評価項目A:教育内容及び学習成果について

評価項目/評価の視点	評価結果	所見
①ディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）の適切性が確認できているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切と判断される。DP、CP、APの3つのポリシーを策定しており、建学の精神や理念に立ち返って、自己点検・評価するということは重要である。3つのポリシーを更新する場合には、引き続き、それぞれの一貫性・整合性についても適切に確認していく必要がある。なお、人材養成目的に同志社大学の特徴があると思われるので、「教育内容及び学習成果について」の「学習成果」に関連する項目であるDP及びCPの適切性について、単に知識や技能だけではなく、人間性や意欲にも関わる評価項目を入れることで、より特長を示していくことを期待する。

②カリキュラム・ポリシーに沿って授業科目が設置されていることについて、確認できているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。2024年度より全学部・研究科においてカリキュラムマップが整備されたことで、科目とDPの相関関係をより具体的に表すことができるようになっている。さらに、全学の教学事項を取り扱う教務主任会議で、学位プログラムごとにカリキュラムツリーを作成することが決定されたため、教育課程・学習成果に関する可視化の推進が期待される。
③科目ごとの成績評価、単位認定、学位授与が適切に行えていることの確認ができているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。学部・研究科へのワークシートにおいて、成績評価に関する組織的な状況確認や卒業・修了判定についての質問項目が整備されている。なお、自己点検・評価年報の点検・評価結果の所見にもあるように、教育成果の可視化やデータを根拠とした課題改善の観点から、大学全体としても、蓄積された教学データを活用できる形に整理し、必要に応じて容易に経年変化を可視化できる等の仕組作りをすることを期待する。
④教育課程に相応しい教員組織の編成について確認できているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。学部・研究科へのワークシートにおいて、専任教員の配置状況に関する学問領域、年齢構成、実務経験者比率に加え、専任教員の配置状況に関する女性比率、外国人比率等の確認も行われている。ただし、教員の教育の質保証の観点及び研究時間の確保の観点を踏まえ、担当授業時間を点検・評価、改善されることを期待する。
⑤休学者、退学者について組織的な把握ができていることを確認できているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。学部・研究科へのワークシートにおいて、休学率および退学率について、組織的な状況把握の実施確認に加え、「学びの実態調査」等の学生アンケート調査を活用した調査に関する項目等の確認も行われている。なお、今後に向けて、休学者、退学者の組織的な把握のみならず、学生支援の観点から、個別の休みがちな学生、メンタルに不調を抱える学生などの把握や対応についても確認できるようにすることを期待する。
⑥就職及び進学状況の適切性を確認できているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。学部・研究科へのワークシートにおいて、就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況について適切に把握できているかの確認が行われている。ただし、就職率については全学部において適切に把握されているが、就職先の関係者からの意見聴取がほとんどできておらず、改善されることを期待する。

評価項目B：入学者選抜について

評価項目/評価の視点	評価結果	所見
①各学部、研究科において、人材養成目的を果たすた	S:0名 A:4名	適切に確認できている。学部・研究科へのワークシートにおいて、学生の受入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の

めに、アドミッション・ポリシーに基づいた学生を獲得できていることを確認できているか。	B:0名	制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施できていることの確認がなされている。加えて、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理できているかの確認が行われている。
②多様な学生を受け入れるための工夫について確認できているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。各学部・研究科等において多様な入学試験が実施されている他、ワークシートにより、入学センターによる高大連携事業への取組が実施されていることを確認できている。
③志願者をはじめとする幅広いステークホルダーに対しホームページや各種広報媒体で、適切に情報公開がなされているかについて確認ができているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。大学のウェブサイトに「同志社大学の情報の公表」を設置し、分かりやすいページ構成で構築できている。より一層の充実に向けて、他大学等を調査し、発信している情報へのアクセス数を基に必要とされている情報を把握し、広報戦略につなげ更新されていくことを期待する。

評価項目C:本学独自項目について

評価項目/評価の視点	評価結果	所見
①独自項目の設定根拠は適切か。	S:1名 A:3名 B:0名	適切に設定されており、一部特筆すべき特長や取組、成果等がある。学長の方針、全学で取り組みたい方向性を示すことができており、高く評価できる。なお、独自項目が中期計画にどのようにつながるかが示されるとなお良い。 特に「ネット配信授業実施に係る質保証について」は、Do Week等を実施した上での課題や意見などが出てくると思われるため、それを改善活動に活かしていくことを期待する。また、学生の意見を聞く中でDo Weekによって学生が積極的に授業に関与できたかという観点も評価項目として検討されることを期待する。
②ダイバーシティ推進に関する全学の現状について把握する項目となっているか。	S:1名 A:3名 B:0名	全学の現状を把握することができる適切な項目となっており、一部特筆すべき特長や取組、成果等がある。4つの項目を基に積極的な取組をおこなっていることや、VISION2025「6つの優先課題」の一つである「キャンパスライフの質的向上」にも多様性豊かなキャンパスを目指したダイバーシティ推進が組み込まれていることは、全学として大きな方針に一体で取り組んでいる良い事例として高く評価できる。また、上智大学との共同での取組など他大学との連携事業を実施できている点も評価できる。 今年度は各部署独自の取組について自由記述するように求められているが、次年度は今年度の回答をもとに、具体的な項目を

		あげてチェックする形式とし、今後の取組の参考とされることを期待する。
③本学が定める重点的に取り組む4つの課題である「男女共同参画・ライフサポート」、「多文化共生・国際理解」、「障がい者支援」、「SOGI理解・啓発」に関する取組の進捗を確認できているか。	S:0名 A:3名 B:1名	取組の進捗を確認できているが、一部改善すべき点がある。評価項目について、4つの課題ごとの質問事項とする方が、評価結果を分析しやすく、進捗状況が分かりやすい。助言として、次期中期計画策定時に、重点的に取り組む課題を改めて検証されることを期待する。

評価項目D:その他の項目について

評価項目/評価の視点	評価結果	所見
①各点検・評価の項目は適切か。	S:0名 A:4名 B:0名	適切である。学生の意欲・健康、社会性、協働力、共感性を評価項目に含めることで、成長をより具体的に把握できる。 次年度課題という項目があったが、中期計画の中での計画的な改善等、具体的な記載ができるような工夫を期待する。

(4) 情報の公開について

評価項目/評価の視点	評価結果	所見
①社会に対して分かりやすく情報が公開されているか。	S:2名 A:2名 B:0名	分かりやすく情報が公開されていると言える水準にあり、一部特筆すべき特長や取組、成果等がある。自己点検・評価年報のほか、広範な情報を公表しているとともに、「基礎データ集」として整理していることは、長所といえる。また、それらのデータについてウェブサイトを通じて2006(平成18)年度版から公表されていることは高く評価できる。

(5) 中期計画に対する進捗状況について

評価項目/評価の視点	評価結果	所見
①学部・研究科以外の組織の自己点検・評価において、中期計画の進捗状況を確認できるものとなっているか。	S:0名 A:4名 B:0名	中期計画の進捗状況を確認できるものとなっている。中期計画からバックキャストした視点からも、何が足りないか、何を強化すべきかが、次年度に反映されることを期待する。
②各部門における中期計画に対する目標及び各年度	S:0名 A:4名	目標への達成状況に対する所見は適切である。次年度計画が中期計画の取組とどうつながっているのかが分かるとなお良

の目標への達成状況に対する所見は適切であるか。	B:0名	い。 　また、今後所見において、様々な改善取組の結果についても検証されることを期待する。

【参考】「中期行動計画」の位置づけについて

「同志社大学ビジョン 2025」－躍動する同志社大学 －中期行動計画（第3版）

2020年10月に各組織においてこれまでの取組を検証し、2020年度から2025年度までの5年間に取り組む施策を「中期行動計画（第3版）」として取りまとめている

2023年度に重点的に取り組んだ課題の達成状況
https://www.doshisha.ac.jp/files/kikak/page/2023report.pdf

Ⅳ. 委員長による総評

2024年度に実施した外部評価の結果について、同志社大学外部評価結果報告書として取りまとめた。作成にあたり、ご多用中にもかかわらず外部評価委員をお引き受けくださり、また本学が準備した書面にお目通しの上で実地調査にもご参集いただき、評価にご尽力賜った学外有識者の委員の皆様に厚く御礼申し上げたい。

本学の内部質保証推進体制及び自己点検・評価を基軸とした内部質保証の推進については、概ね大学としてふさわしい水準にあると評価された。特に、本学では毎年度実施する自己点検・評価において、実施する側の負担や評価疲れにも配慮しながら、内部質保証推進会議で重点項目を絞り、PDCAサイクルを意識したワークシートを、「学部・研究科用」、「学部・研究科以外の組織用」の2種類に分けて点検・評価結果を取りまとめており、その合理性を高く評価いただいた。また、ヒアリング調査や意見交換でいただいたご指摘としては、内部質保証推進会議と他の会議との関係性を明瞭に示すこと、全学の統合的なデータを管理・分析すること（IR）やそれに基づく検証等に関するご助言をいただいた。本学の内部質保証の体制や仕組に対する理解をより深めてもらうためには、対外的に組織・各会議の役割（位置づけ）、関連性、構成員の重複等について、根拠を示しながら分かりやすく説明することが必要であると改めて認識した。

自己点検・評価の評価項目についても概ね大学としてふさわしい水準にあるということであった。特に、本学の建学の精神である良心教育や3つの教育理念（キリスト教主義、自由主義、国際主義）に基づいて、学生の成長を点検・評価することにより、私立大学である本学の特長、つまりは社会に対して本学の独自性を今以上に示すことができるのではないかという趣旨のご助言をいただき、私立大学における質保証の意義を改めて実感した。質保証システムを構成する主たる要素である情報公開については、法律で義務付けられるより以前から、独自で多様な統計データを冊子体「同志社大学基礎データ集」として作成しており、ウェブサイトでも広く公開していることについては高く評価いただいた。本学では、恒常的な質保証のためにも、情報の系統的な整理と活用、社会への情報公開を重要なものとして位置づけ、作成当時（1995年度）から約30年間ほぼ同じ項目で統計データを作成している。いくつかの自己点検・評価項目に関連するデータについて学部・研究科における自己点検・評価活動の根拠資料として援用できるよう、基礎データ集の経年変化をワークシートと共に配付して活用している。今後は、社会に開かれた質保証を念頭に置き、このような基礎データに加えて、本学の特長的な取組や学生の成長等も社会に対して分かりやすく公開していくことが求められる。

将来ビジョンへの一歩となり、新たな取組や挑戦を支えるものとして、着実な内部質保証推進が基盤となることを確信している。この度の外部評価実施が、自己点検・評価の客観性・妥当性の確保という課題の大きな一助となったことは間違いない。この機会に学外有識者の委員の方々からいただいたご助言を真摯に受けとめ、さらなる課題解決に向けて内部質保証推進会議にて対応策を検討し、計画的に改善活動を遂行することが望まれる。

2025年3月
同志社大学外部評価委員会
委員長 柿本 昭人

（資料編）

1．同志社大学外部評価委員名簿

（敬称略、同志社大学外部評価委員会内規第3条－氏名 ABC 順）

第1号（副学長1名）による委員

柿本　昭人　　同志社大学副学長

第2号（内部質保証推進会議委員長）による委員

馬場　吉弘　　同志社大学 学習支援・教育開発センター所長

第3号（学長が推薦する学外有識者）による委員

日比野 英子	京都橘大学学長、総合心理学部総合心理学科教授
上村　崇	京田辺市長
森　圭子	ダイキン工業株式会社 取締役兼執行役員
西原　廉太	立教大学総長、文学部キリスト教学科教授

以上6名

※役職は 2024年 4 月 1 日時点

2. 同志社大学外部評価委員会内規

2024年3月14日
制定

（趣旨）

第1条　本学は、同志社大学内部質保証推進規程第2条第6項に基づき、同志社大学外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）について、必要な事項を定める。

（任務）

第2条　外部評価委員会は、本学の自己点検・評価活動について、その客観性及び妥当性を高めるため、次の事項を取り扱う。

(1) 本学の自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する検証及び評価
(2) 自己点検・評価活動の改善に資する助言
(3) 同志社大学外部評価結果報告書（以下「評価結果報告書」という。）の作成
(4) その他必要な事項

（構成）

第3条　外部評価委員会は、次の者でもって構成し、委員は学長が委嘱する。

(1) 副学長から1名
(2) 内部質保証推進会議委員長
(3) 学長が推薦する学外有識者5名以内

2 外部評価委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、外部評価委員会を招集し、その議長となる。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合はこれを補充することができる。その任期は、前任者の残任期間とする。

（実施要領）

第4条　評価基準、評価指標、外部評価の期間、その他の外部評価の実施にあたり必要な事項は、同志社大学内部質保証推進会議において策定する。

（外部評価結果に係る対応）

第5条　外部評価委員会は、評価結果報告書を学長に提出する。

2 学長は、評価結果報告書を受けて、改善の必要があると認めた場合、適切な措置を講じる。

3 本学は、評価結果報告書を大学ホームページにおいて公表する。

（守秘義務）

第6条　委員は、外部評価の過程で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務）

第7条　外部評価の実施に関する事務は、学長室企画課が行う。

（改廃）

第8条　この内規の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附　則

この内規は、2024 年4月1日から施行する。

3. 同志社大学内部質保証推進規程

2017年3月25日 制定
2018年8月1日 改正
2024年4月1日 改正

第1章 総則

（趣旨及び目的）

第1条 本学は、教育研究活動等において方針又は目標の設定、実行、評価及び改善の循環を適切に機能させて教育の充実及び学生の学習成果向上を図り、本学が授与する学位の質が適切な水準にあることを、本学自らの責任で説明する。

2 この規程は、本学における前項の過程（以下「内部質保証」という。）において必要な事項を定める。

（内部質保証の推進体制）

第2条 本学は、大学の自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

2 学長は、本学の内部質保証を推進するため、同志社大学内部質保証推進会議（以下「内部質保証推進会議」という。）を置く。

3 学部及び大学院研究科は、それぞれの教育の質保証を行うため、当該組織名を付した個別の質保証委員会（以下「質保証委員会」という。）を置く。

4 第1項に規定する自己点検・評価活動に関する事項は、同志社大学自己点検・評価規程（以下「自己点検・評価規程」という。）に定める。

5 学長は、本学の内部質保証について、同志社大学外部評価委員会を置き、学外有識者に意見を求めることができる。

6 前項に規定する同志社大学外部評価委員会に関する事項は、別に定める。

（内部質保証の推進方法）

第3条 本学は、内部質保証を推進するため、次の事項を設定する。

(1) 学部学科及び大学院研究科専攻における同志社建学の精神並びに大学の教育理念及び教育目標に基づく人材の養成に関する目的

(2) 学部学科及び大学院研究科専攻における前号の人材の養成に関する目的に基づく、卒業の認定・学位の授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針（以下「3ポリシー」という。）

(3) 学部学科及び大学院研究科専攻を横断する教育プログラムを展開する組織における教育課程の編成及び実施に関する方針

(4) 大学の諸活動に係る次の方針及び計画

ア 中・長期の将来計画

イ 教育の3ポリシーを策定するための基本方針

ウ アセスメント・ポリシーに関する基本方針

エ 大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針

オ 学生支援に関する方針

カ 教育研究等における環境・条件の整備に関する方針

キ 社会連携及び社会貢献に関する方針

ク 大学運営に関する方針

ケ 中・長期の財政計画

コ 国際連携に関する方針

サ 研究事業の実施に関する方針

シ ダイバーシティ推進に関する方針

ス 高大接続に関する方針

セ リカレント教育に関する方針

ソ ファカルティ・ディベロップメントの実施に関する基本方針

タ スタッフ・ディベロップメントの実施に関する基本方針

2 学長は、内部質保証推進会議を通して、学部及び大学院研究科その他組織における教育の質保証に係る取組を支援し、取組状況の確認及び取組結果の集約を行い、これらを検証する。

3 学長は、内部質保証推進会議から学部及び大学院研究科その他組織における教育の質保証に係る取組結果等について報告を受け、必要な措置を講じる。

4 学長は、内部質保証推進会議からその活動状況の報告を受け、改善の必要があると認めた場合、適切な措置を講じる。

5 学長は、本学の内部質保証の状況を同志社大学評議会に報告する。

6 学長は、内部質保証の状況、自己点検・評価結果並びに本学の基本的情報及び資料を、本学ホームページや大学ポートレート等を活用して積極的に公表する。

第2章 内部質保証推進会議

（内部質保証推進会議の任務）

第4条 内部質保証推進会議は、次の事項を任務とし、本学の内部質保証の推進に責任を負う。

(1) 大学、大学院及び専門職大学院の人材の養成に関する目的並びに大学の教育目標の確認

(2) 第3条第1項第2号に規定する3ポリシーに関する事項

(3) 第3条第1項第4号に規定する方針及び計画の設定

(4) 自己点検・評価活動に係る点検及び評価項目等の設定

(5) 前号により設定した点検及び評価項目、自己点検・評価に係る手続等をまとめた自己点検・評価実施要項の策定

(6) 教育研究組織の設置状況、大学運営及び内部質保証システムの適切性の点検及び評価

(7) 本学の自己点検・評価活動の統括

(8) 全学の自己点検・評価活動の検証及び検証内容に基づく改善策又は向上策の立案

(9) 自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報の編纂及び学長への提出

(10) 前号に規定する自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報、第8号に規定する施策及び内部質保証状況の学長への報告

(11) 認証評価の受審に関する事項

(12) その他必要な事項

（内部質保証推進会議の構成）

第5条 内部質保証推進会議は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

(1) 学長室長

(2) 事務局長

(3) 教務部長

(4) 全学共通教養教育センター所長
(5) 学習支援・教育開発センター所長
(6) 国際センター所長
(7) 入学センター所長
(8) 学生支援センター所長
(9) 研究推進部長
(10) 学長が指名する者1名

（内部質保証推進会議の運営）

第6条 内部質保証推進会議には、委員長及び副委員長を置き、学長が委嘱する。

2 内部質保証推進会議は、委員長が招集し、議長となる。

3 内部質保証推進会議は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

第3章 質保証委員会

（質保証委員会の任務）

第7条 質保証委員会は、次の事項を任務とし、当該組織における教育の質保証の取組に責任を負う。

(1) 第3条第1項第1号に規定する人材の養成に関する目的の設定
(2) 第3条第1項第2号に規定する3ポリシーの設定
(3) 当該組織における自己点検・評価結果に基づく改善策又は向上策の策定及び実行
(4) 当該組織における自己点検・評価結果の内部質保証推進会議への報告
(5) 認証評価の受審に関する事項
(6) その他必要な事項

（質保証委員会の申合せ）

第8条 学部及び大学院研究科は、当該組織名を付した質保証委員会に関する申合せを定める。

2 前項の委員会に関する申合せの様式は、別記様式第1号又は別記様式第2号のとおりとする。

第4章 雑則

（事務）

第9条 本学の内部質保証の推進及び支援並びに内部質保証推進会議に係る事務は、学長室企画課が行う。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

4. 同志社大学自己点検・評価規程

1994 年7月7日制定施行

改正 1995 年 4月 1日	1995 年 12 月 1日	1996 年 4月 1日
1997 年 5月 20 日	1999 年 4月 1日	1999 年 7月 15 日
2001 年 3月 31 日	2002 年 5月 1日	2003 年 2月 1日
2003 年 2月 22 日	2004 年 1月 31 日	2004 年 4月 1日
2004 年 5月 1日	2007 年 3月 31 日	2011 年 7月 30 日
2014 年 10 月 25 日	2015 年 3月 28 日	2017 年 3月 25 日
2018 年 8月 1日	2021 年 7月 1日	

（趣旨及び目的）

第1条 本学は、教育研究水準の向上を図り学術の中心として社会の発展に寄与するため、同志社大学学則第1条の2第1項、同志社大学大学院学則第1条の2第1項、同志社大学専門職大学院学則第2条第1項及び同志社大学内部質保証推進規程（以下「内部質保証推進規程」という。）第2条第4項の規定に基づき、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行う。

2 この規程は、本学の自己点検・評価において必要な事項を定める。

（自己点検・評価の体制）

第2条 本学の自己点検・評価活動は、内部質保証推進規程第4条第5号の規定に基づき、同志社大学内部質保証推進会議（以下「内部質保証推進会議」という。）が統括する。

2 学部及び大学院研究科は、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行うため、当該組織名を付した個別の自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。

3 学部及び大学院研究科は、前項の自己点検・評価委員会に関する申合せを別記様式第1号又は別記様式第2号のとおり定める。

4 本学を構成する部、所、センター、館、機構及び室は、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

（自己点検・評価項目）

第3条 本学は、次の項目について自己点検・評価を行う。

(1) 大学の理念・目的
(2) 内部質保証
(3) 教育研究組織
(4) 教育課程・学習成果
(5) 学生の受入れ
(6) 教員・教員組織
(7) 学生支援
(8) 教育研究等環境
(9) 社会連携・社会貢献
(10) 大学運営・財務
(11) 国際連携
(12) 研究開発

(13) ダイバーシティ

2 前項の各号に係る点検及び評価項目等は、内部質保証推進規程第4条第4号の規定に基づき、内部質保証推進会議が設定する。

（自己点検・評価の実施方法）

第4条 学部及び大学院研究科その他の組織は、内部質保証推進規程第4条第5号に基づき策定された自己点検・評価実施要項に則って自己点検・評価を行う。

2 学部及び大学院研究科は、自己点検・評価結果を内部質保証推進規程第2条第3項に基づき設置する各組織の質保証委員会に報告する。

3 各組織の質保証委員会は、内部質保証推進規程第7条第3号及び第4号の規定に基づき、自己点検・評価結果に基づく改善策又は向上策を策定及び実行し、自己点検・評価結果の内容を内部質保証推進会議に報告する。

4 学部及び大学院研究科以外の組織は、自己点検・評価結果を内部質保証推進会議に報告する。

（自己点検・評価結果に係る対応）

第5条 学長は、学校教育法が定める自己点検・評価結果の公表を、内部質保証推進規程第4条第9号に規定する自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報でもって行う。

2 前項の自己点検・評価報告書は、学校教育法が定める認証評価を受けるための調書とする。

（事務）

第6条 自己点検・評価活動の所管及びこの規程に関する事務は、学長室企画課が行う。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2021 年7月1日から施行する。